

平成26年 10月 16日
総務省九州管区行政評価局

国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく所見表示＞

九州管区行政評価局（局長：小河俊夫）では、国が管理する直轄河川について、河川区域の適切な管理及びそれによる住民の安全・安心を確保する観点から、九州管内の2河川（国道）事務所を調査し、この度、調査結果を取りまとめました。

この調査結果に基づき、平成26年10月16日、九州地方整備局に対し、所要の改善措置を講ずるよう所見表示を行いましたので公表します。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

担 当：第二部 評価監視官

作間 正和、小川 昭久

電話（代表）： 092-431-7081

F A X： 092-431-7085

Eメール： ksy23@soumu.go.jp

国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視 調査結果に基づく所見表示（概要）

《調査の背景》

通知日：平成26年10月16日 通知先：国土交通省九州地方整備局

- 近年、九州地方では、記録的な豪雨により、国の管理する堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生。より適切な河川管理とともに、洪水等の災害時における対策についても、一層の推進が必要
- 河川管理施設の中には、老朽化や維持・修繕が不十分となり、本来の機能を十分に発揮できないもの、河川敷地においても、不法占用や不法投棄、船舶の不法係留等が発生

- 調査実施時期 平成26年4月～9月
- 調査対象 九州地方整備局、河川（国道）事務所（2）
- 関連調査等対象 市町村（5）
- 主な調査事項 1. 河川管理施設等の維持管理状況
2. 河川の不法占用等の解消に向けた取組状況
- 調査担当局所 九州管区行政評価局、宮崎行政評価事務所

河川区域の適切な管理による住民の安全・安心の確保

《主な改善所見》

1 河川管理施設等の適切な維持管理（P2）

《調査結果》

- 許可工作物設置者からの点検結果が未報告、事後措置状況の未把握
- 護岸の一部陥落、樋管等の老朽腐食、進入防止柵への施錠漏れなど

2 占用許可の適正な実施（P3）

《調査結果》

- 流域市が更新手続を行っておらず、無許可での占用期間が発生
- 河川敷地の一部を特定の団体が独占。結果、無許可工作物の設置等

3 不法占用等の適切かつ効果的な是正（P4）

《調査結果》

- 長期間改善されず不法占用状態が継続（遠賀川水系 37例 1,611 m²）
- 無許可による船揚場、階段、栈橋等の設置、河川敷地の畑耕作など



洪水から暮らしを守る河川管理施設・許可工作物（写真は樋管）

制度・仕組み

- 河川に設置されている河川管理施設(ダム、堰、水門、堤防、護岸など)及び許可工作物(埋設物、橋梁、樋門・樋管など)について、河川管理者及び工作物の設置者は、施設を良好な状態に保つように維持・修繕し、もって公共の安全が保持されるよう努めなければならない。(河川法第15条の2第1項)
- 河川(国道)事務所は、日常的な河川巡視や河川管理施設の定期点検を実施。河川管理施設等の状況を把握し、必要に応じ修理・修繕等の措置を実施。許可工作物の設置者は、定期点検を行い、年1回、河川(国道)事務所へ報告
- 点検等により許可工作物に異状が判明した場合、河川管理者は、設置者の対応方針を確認し、適切な対応を指導。設置者による点検に加え、出水期前に河川管理者と設置者が相互理解のもと合同で点検を行うよう働きかけ、必要な助言

主な調査結果

- 許可工作物の設置者による定期点検の実施状況報告が不適切
 - ・ 遠賀川河川事務所への報告対象517施設のうち24施設(4.6%)は、平成25年度末までに未報告
 - ・ 報告済み493施設のうち、設置者が「問題あり」とした101施設(20.5%)について、同事務所は、その後の措置状況を未把握
- 遠賀川水系及び大淀川水系で、次のとおり、維持管理が不十分な例
 - 【河川管理施設】(計19事例) ⇒ 事例集p.1~p.2
 - 例1) 護岸の一部が陥没している又は倒壊しかけ(2事例)
 - 例2) 護岸に樹木が生育し、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれ(13事例)
 - 例3) 樋門・樋管の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入可能(2事例)
 - 【許可工作物】(計24事例) ⇒ 事例集p.3~p.4
 - 例1) 施設の大部分で老朽化が進行したため、各部位に腐食や劣化(5事例)
 - 例2) 樋管のゲートにつた類が巻き付き開閉操作に支障(2事例)
 - 例3) 護岸に樹木が生育しており、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれ(2事例)
 - 例4) 樋管等の進入防止柵が設置されておらず、部外者が容易に進入可能(6事例)

所見表示事項

九州地方整備局は、適正な河川管理の実施を推進する観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 河川管理施設について、河川巡視規程等に基づき、適切に河川巡視等を実施すること。また、異状等を確認した場合、速やかに適切な処置を行うこと。
- ② 許可工作物の設置者による点検の実施及び河川(国道)事務所に対する点検結果の報告を確実に行わせること。また、点検結果の報告や河川巡視等により、河川管理上支障となるような施設の異状等を確認した場合は、設置者に対し適切な対応を指導するとともに、必要に応じて修繕等に関する助言を行うこと。

制度・仕組み

- 河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けることが必要(河川法第24条)。また、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。(河川法第26条第1項)
- 占用許可の期間は、一部の占用施設を除き、「10年以内」。許可期間の満了後も引き続き占用する場合、改めて許可申請が必要(河川敷地占用許可準則(事務次官通達)第14)

主な調査結果

- 占用許可の期間満了後、必要な手続を行わず、無許可の期間が生じた例
遠賀川流域の3市(北九州市、直方市、中間市)は、占用許可を受け、河川敷地を河川敷公園、運動広場等として住民に利用させている。しかし、10年間の占用許可期間の満了後、必要な申請を行わず、無許可の期間(約8月～約3年4か月)が延べ5回発生
- 河川敷地の一部を特定の団体が独占的に使用の結果、管理が不適切な例
上記3市が占用許可を受けている河川敷地のうち8か所では、地元の野球チームなど特定の団体が独占的に野球場として継続使用。その結果、i)照明灯、ネット、ベンチ、仮設トイレ等が無許可で設置、ii)野球用具等及びそれらを収納するコンテナ類、照明用の発電機、廃自動車、廃材等を放置
- 河川敷地の一部で、許可の目的外の使用や無許可での工作物設置の例
北九州市及び宮崎市が、河川敷運動広場、採草地、河川緑地等として占用許可を受けている河川敷地の一部で、許可目的にはないグランドゴルフ場として使用又は無許可で用具倉庫、階段、看板、仮設トイレ、水道設備等を設置(5か所) ⇒ 事例表p.5～p.6

所見表示要旨

- 九州地方整備局は、河川敷地の占用許可の適正な運用を確保する観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。
- ① 河川敷地の占用の許可を受けている市町村等に対し、制度の趣旨を改めて徹底すること。
 - ② 占用の許可の更新に係る審査に当たっては、準則の規定に基づき適正かつ厳正に行うこと。特に、許可施設の工作物等について改善指導を行っている事項がある場合、改善状況を必ず確認すること。
 - ③ 市町村が運動広場、河川敷公園等として占用許可を受けている河川敷地について、i) 占用許可の目的や内容どおりの使用が可能となるように整備、整頓させるとともに、河川敷地の独占的な使用を改めさせること、ii) 河川管理者の許可を得ずに設置している工作物等について、許可の申請又は可搬式への変更などの措置をとらせること。

制度・仕組み

- 河川区域内の土地を占用しようとする者及び河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し又は除去しようとする者は、いずれも河川管理者の許可を受けることが必要（河川法第24条、第26条）
- 何人も、みだりに河川を損傷してはならず、河川区域内の土地に、船舶その他の河川管理者が指定したもの、土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物、廃物を捨て、又は放置するなど、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為は禁止（河川法施行令第16条の4）
- 河川管理者は、河川法令に違反した者に対して、原状回復その他必要な措置を命ずることができる（河川法第75条第1項）。
また、当該必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは河川管理者は当該措置を自ら行い又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる（同条第3項）。

主な調査結果

- 遠賀川水系に、長期間改善されず不法占用状態が継続している事例（37件、1,611.8㎡）
遠賀川河川事務所は、23年以上前に撤去指示書を交付、又は現地調査などの際に占有者に対する口頭指導にとどまり、不十分
- 遠賀川水系及び大淀川水系に、不法占用等の事例（計40事例）
 - ①無許可で河岸にレンガ敷の船揚場を造成（1事例）⇒事例集p.7
 - ②無許可で堤防法面等に、階段や梯子、ガードレール等を設置（7事例）⇒事例集p.7
 - ③船台や釣船、栈橋等を放置（5事例）⇒事例集p.8
 - ④廃止したとみられるバス待合所が設置されたまま（1事例）⇒事例集p.9
 - ⑤堤防の天端等に農機具や建築資材、ネット等を放置（4事例）⇒事例集p.10
 - ⑥無許可で河川敷地を畑として耕作（1事例）⇒事例集p.10
 - ⑦無許可で高水敷に常態的に自動車を駐車（2事例）⇒事例集p.11
 - ⑧テレビ、パソコン等の電化製品、物置、タイヤ、自転車、一般ゴミ等を河川敷地に廃棄（19事例）⇒事例集p.12～p.14

（注）上記40事例のうち14事例は、調査途上において撤去等を完了

所見表示事項

九州地方整備局は、不法行為を是正し、河川の適正な利用を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 把握できた不法占用及び不法投棄について、速やかに撤去の指導等を行うこと。
- ② 長期間にわたり不法占用が続いている事例について、河川法の規定に基づき原状回復を命ずるなど、適切かつ効果的な是正措置をとるとともに、なお改善されないものについては、所定の手続を進め、他の手段によって原状回復の履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合は、行政代執行も検討すること。

○ その他の改善所見

所見表示事項

樋門・樋管の操作員の体制の多重化

所見表示事項

不法係留船対策の推進



オイルフェンスで応急措置されているものの、早急な撤去が望まれる沈船

所見表示事項

洪水に備えた河川敷駐車場の使用制限の徹底

主な調査結果

結果報告書P20~25

- 樋門・樋管の操作・点検整備を担っている操作員（※1）の後継者不足、高齢化・被用者化（※2）が進展
 - ※1 河川管理者から委託を受けた市町村が地元の利害関係者、消防団員等に再委託している。
 - ※2 平日は地元以外の場所に出勤している者が多く、洪水時の対応が不安との意見あり。
- 河川管理者に対する点検整備記録の未報告、報告遅延が多数発生（調査対象423件のうち、未報告120件。報告遅延最大73日）

主な調査結果

結果報告書P77~86

- 段階的な「重点撤去区域」の設定など、計画的な不法係留船対策が講じられている遠賀川河口域では一定の成果（不法係留船数 22年9月 716隻 → 25年9月 383隻）
- しかしながら、当局が今回把握した不法係留船（2水系の計353隻）の中には、
 - ・ 積極的な撤去指導・撤去措置が行われずに治水上・環境上の支障が懸念される状態が放置されているものあり（遠賀川水系の沈船・破損船計5隻）
 - ・ 河川国道事務所が発見済みの不法係留船52隻について、行為者に対する撤去指導が一度も行われてないものあり（大淀川水系の49隻）

主な調査結果

結果報告書P87~91

- 遠賀川河川敷では、24年度に3台、26年7月3日の大雨でも3台の車両が浸水
- 河川敷駐車場の管理に関して、洪水に備えた使用制限の規定（時間外利用の禁止等）なし
- 河川敷駐車場での車両の浸水及び流出対策が不十分（チェーン等の進入防止設備がなく、利用時間外での駐車が常態化など）